

令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション相談体制等強化事業 業務委託仕様書（案）

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い、テレワークを含めた企業の働き方改革が進む中、ワーケーションを活用した新たな地域活性化に向け、愛媛県では、本県の強みを生かし、地域共創、地域課題解決や人材育成等を目的とした企業合宿型ワーケーション誘致を推進し、企業版関係人口の創出を図ることとしており、本県で掲げる企業合宿型ワーケーション誘致企業年間30社以上、そのうち再訪企業9社以上（再訪率30%以上）の実現を目指している。

このため、南予地域で企業合宿型ワーケーションに取り組もうとする大都市圏企業等が求める地域課題解決や人材育成等に係るニーズと地域の求めるニーズをマッチングさせるための相談体制等を強化する。

2 委託事業名

令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション相談体制等強化事業

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 事業内容

1の目的を達成するため、次に掲げる事項を円滑に実施すること。

なお、具体的な実施内容は、企画提案のあった内容をもとに愛媛県と協議の上、委託契約書に定める事業計画書として決定するものとする。

(1) 企業合宿型ワーケーションの相談窓口の設置等

南予地域において企業合宿型ワーケーションを進める上で、企業からの相談を受けられる窓口として、ワーケーションに必要な関係施設やキーマン等を紹介・手配するとともに、ワーケーション全体のプランや地域課題解決プログラム等の行程を作成するほか、事業の実施に際しては、必要な事項を適宜県へ報告すること。

<窓口設置に係る留意事項>

- ・相談窓口の名称は「企業合宿型ワーケーション相談窓口（愛媛県南予地域）」とする。
- ・相談窓口で取扱うワーケーションは、原則として別記「四国の西海岸ワーケーション」に定める地域で実施するものを対象とし、相談企業に対し積極的に案内すること。
- ・相談対応の際には、相互の情報共有など、南予地域ワーケーション誘致推進協議会と連携して取り組むこと。（協議会事務局：愛媛県南予地方局地域政策課）
- ・相談を受け付ける際には、相談受付フォームを作成するなど、企業が相談を行いやすいような環境を整えること。
- ・企業への説明や、別途県が行う営業活動時の資料として、チラシ（補助事業・釣り道場カリキュラムの概要等）を作成すること。
- ・上記事業を実施するに当たっては、県が別途作成する企業合宿型ワーケーションを紹介するポータルサイト等との連携を図ること。
- ・相談に対応した事項に関しては、必要に応じ報告すること。

(2) 令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション定着促進事業の活用

令和5年度に県が実施する補助事業「令和5年度愛媛県企業合宿型ワーケーション定着促進事業」の活用に当たり、企業の求めに応じ必要な情報を提供するものとする。

(3) 釣り道場カリキュラムの拡充

南予独自の取り組みとして、全国有数の釣りの盛んな地の利を生かして令和4年度に作成した釣り道場カリキュラム（宇和島・八幡浜エリア）を参考に、関係者と連携しながら伊方・愛南エリアのカリキュラムを作成すること。

（※カリキュラム作成例（宇和島・八幡浜）については別途提供）

＜連携に係る留意事項＞

- ・「釣り道場」カリキュラムの開発や同カリキュラムのワーケーションプランへの活用に関しては、「釣り」に関する専門事業者からアドバイスを得ること。
- ・地域のキーパーソンとなりうる人材を活用しながら、地域・行政・民間企業の3者が連携しカリキュラム開発等を行うこと。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な事業内容について、愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託事業完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 愛媛県は、事業実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 再委託の可否

受託者は、事業の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの事業内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本事業で得られた成果（制作物の著作権及び使用权）は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本事業に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本事業以外の目的で使用しない。
- ②本事業に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本事業で知り得た事業上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日愛媛県条例41号)に準じて取り扱うこととし、受託者は本事業(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議するものとし、受託事業の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合がある。

9 その他

- (1) 本事業に関する具体的な内容は、契約締結後、受託者の提案内容に基づき打ち合わせを行い、愛媛県と受託者双方合意の上、決定する。
- (2) 事業の実施にあたっては、愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (3) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を適切に実施すること。また、集合型・対面型での事業実施が困難な場合において、オンライン等を活用した代替策を愛媛県と協議の上、実施すること。

(別 記) 四国の西海岸ワーケーション

項目	概要
地域	愛媛県南予地域（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）
特徴①	地方の現状を目の当たりにし、肌感覚で地域の抱える課題を理解するとともに、地域関係者と交流しながら、その解決策を発想することで、社会問題解決力などを養う実践的な人材育成プログラムを用意する地域共創・地域課題解決型ワーケーション。 ＜地域共創・地域課題の例示＞ 中心市街地の活性化、ローカル路線の活性化、集落機能の維持、農林水産業の担い手不足、獣害対策、持続可能なまちづくり、道の駅を核とした地域コミュニティの維持・活性化、海洋資源の保護と地域振興
特徴②	全国屈指の釣り環境を生かし、釣り具のトップメーカー「グローブライド株式会社（DAIWA）の協力のもと、地域の様々な釣り方を体験できる「釣り道場」コンテンツを開発し、経験豊富なインストラクターにより釣り初心者でも気軽に海釣り体験ができる。
期待する効果	社会問題起点の事業発想・思考力の養成、新規事業アイデアの創出力向上、チームビルディングの強化、地域マーケティングによるビジネスマッチング
参照サイト	愛媛県ホームページ「南予地域ワーケーション誘致推進事業について」 https://www.pref.ehime.jp/nan54144/nanyoworkation/yuutisuisin.html